

【公募型プロポーザル】

鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び
廃プラスチック類）処分事業

①募集要項

令和5年12月

青森県鶴田町

1 事業の趣旨・目的

一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者が、自己所有する既存施設の改修又は新たな施設の整備（以下「整備等」という。）を行い、その整備等を行った施設（以下「本施設」という。）において不燃ごみ及び廃プラスチック類の中間処分業務を長期的に継続することで、将来にわたる安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減に努め、循環型社会の構築と公共サービスの水準の向上等を図ることを目的として募集する。

本事業に応募する者は、本要項に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、本事業の目的に合った条件で提案書類の作成・提出等を行うものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名 鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業
- (2) 事業内容 別紙「提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 原則として、令和7年度から令和16年度までの10年間
ただし、業務の開始時期について、令和6年度中での前倒しが可能となる場合には、別途協議する。

3 応募資格

応募者は、提案書類の受付締切日において、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

本事業に応募することができる者は、鶴田町の入札参加者名簿に登録されており、かつ、鶴田町内に事業所等を置く法人で、次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- ④ 直近事業年度の国税、県税及び町税を滞納していないこと、及び経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及びその他の反社会的団体に属する者に該当

しないこと。

- ⑦ 業務を実施するために必要な許認可（生活系又は事業系の一般廃棄物処分業許可や産業廃棄物処分業許可）を取得していること。
- ⑧ 業務を実施するために必要十分な施設（車両等含む）や人員を有する又はその見込みがあること。
- ⑨ 業務を遂行するにあたって、廃棄物処理施設技術管理者等の必要な資格者を有していること。

4 応募手続

本事業に応募（参加）する者は、鶴田町で規定する書類を作成のうえ期限までに提出すること。

なお、本事業への応募については、町担当部局で配付する資料、又は町ホームページ（「鶴田町の紹介」→「行政情報」→「町民生活課」）の掲載資料により確認できます。

(1) 提出書類：以下のとおり（※提案書様式集は、募集要項7ページ以降に掲載）

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 資格審査申請書（様式第2号）
- ③ 技術者の配置に係る誓約書（様式第3号）
- ④ 企画提案書（様式第4号） ※表紙以外は、設計図書等での代用も可
- ⑤ 価格提案書（様式第5号） ※見積書での提出も可
- ⑥ 上記①～⑤以外の書類

ア 定款（写し）
イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
ウ 法人の概要及び役員構成等
エ 参加要件を満たす資格証明書（写し）
オ 法人等の財務状況に関する書類
カ 事業予定の位置図、配置図及び平面図

- ⑦ 法人としての税金納付状況がわかる書類

国税	法人税
都道府県税	法人都道府県民税、法人事業税
市区町村税	法人市区町民税、固定資産税

(2) 提出方法：町担当部局に「持参」又は「郵送」

【町担当部局】

〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1

鶴田町 町民生活課 暮らしの窓口班

電話 0173-22-2111 (内線151)

FAX 0173-22-6007

メールアドレス choumin@town.tsuruta.lg.jp

(3) 提出期限：令和6年1月31日（水）午後5時（※期限後に到着した場合は無効）

【留意事項】

※提出書類及び提案内容等の取扱い

- ・提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ・提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ・企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和6年1月19日（金）午後5時必着

(2) 質疑方法：FAX又は電子メールにより、町担当部局に提出すること。

(3) 質疑様式：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

- ① 件名は「鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業に関する質問」とすること。
- ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX及び電子メールアドレスを記載すること。
- ③ 質問内容を端的に表す表題を本分の冒頭に記載すること。

(4) 回答日時：随時

(5) 回答方法：回答は鶴田町ホームページ「鶴田町の紹介」⇒「行政情報」⇒「町民生活課」(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/syukai/syukai-gyousei/index.html>)内に掲載し、個別には回答しない。

6 審査・選定

(1) スケジュール

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の選定に関しては、提案内容の審査及び総合評価を行い、その結果に基づき契約候補者として決定する。

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

日程	内容
①募集要項の公表 (町HP・広報お知らせ版)	令和5年12月27日(水)
②質疑の受付 (FAX・メール)	令和5年12月27日(水)～令和6年1月19日(金)
③質疑に対する回答	随時
④応募書類の受付	令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)
⑤審査及び契約候補者の選定	令和6年2月上旬～中旬
⑥住民への説明及び契約内容の合意	令和6年2月中～下旬
⑦契約の締結	令和6年2月下旬

(2) 審査・評価方法

① 資格審査

参加資格要件を満たしているかを確認し、結果を応募者に対して通知する。

② 非価格要素審査

資格審査を通過した応募者の非価格要素提案について、ヒアリング等を実施するなどにより、別紙「選定基準」に基づき審査し、非価格要素点を算出する。

③ 価格要素審査

限度額の制限の範囲内にある審査対象者の提案価格を「選定基準」に定める価格要素点算定式により価格要素点を算定する。

④ 総合評価の実施

非価格要素点と価格要素点をもとに、「選定基準」に定める算式により総合評価点を算定し、審査対象者のうち最も高い点数の者を契約候補者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い点数の者が複数あるときは、提案価格の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

(3) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 参加資格要件を満たさない場合

③ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知・公表

候補者選定後、すべての応募者に審査結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、下記項目について鶴田町ホームページにて公表する。

【公表事項】

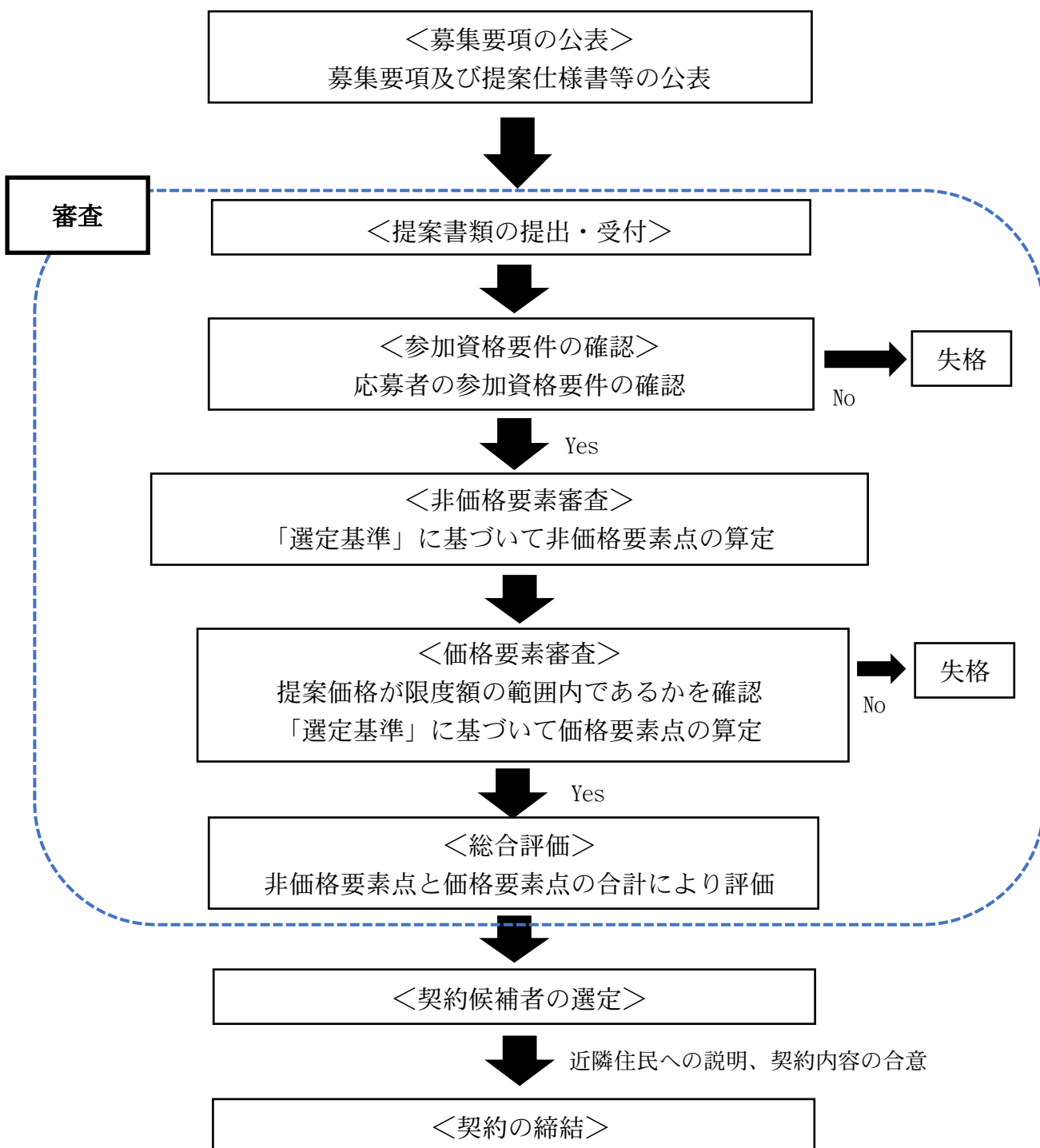
① 契約候補者の名称、総合評価点及び選定理由

② ①以外の応募者の名称及び総合評価点

※ただし、詳細な審査内容については、公表しないものとする。

(5) 審査・選定手順の流れ

募集開始からのフロー図は、次に示すとおりとする。



7 契約手続

(1) 近隣住民への説明

契約候補者に選定された者と鶴田町は連携して、事業予定地の近隣住民から理解を得るために住民説明会の開催等を行う。

(2) 契約の締結

契約候補者と鶴田町の双方で、契約内容、経費等について再度調整を行ったうえで、協議が整い次第、契約を締結する。

(3) 契約保証金

受託者は契約金額の100分の5の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、鶴田町財務規則第143条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(4) 契約代金の支払

契約代金の支払いについては、委託期間内において月毎の精算払いとする。

(5) 契約の辞退

選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式は任意）を提出すること。なお、この場合は、次順位者を候補者とする。

8 その他

- 応募書類の作成、提出等に要する経費は、応募者の負担とする。
- 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案とする。
- 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合は除く。
- 参加表明書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、任意の様式にて書面により届け出るものとする。
- 本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。
- 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 参加者が1者の場合であっても、町の示す提案仕様を満たす内容である場合は、本プロポーザル手続は成立するものとする。

－ 提案書様式集 －

様式第 1 号 参加表明書

様式第 2 号 資格審査申請書

様式第 3 号 技術者の配置に係る誓約書

様式第 4 号 企画提案書

《整備等及び運営管理に関する提案書 表紙》

I. 長期・安定稼働

- 全体配置動線計画
- 安全確保
- 安定稼働

II. 資源循環型社会の推進

- 公害防止基準を満足するための取組み
- 地球温暖化対策
- 資源化物の有効利用の確実性及び最終処分量の最小化

III. 強靱化計画

- 施設の強靱化
- 災害時の対応

《事業計画に関する提案書 表紙》

IV. 組織計画

- 組織体制・人員配置計画

V. 財政計画

- 経営計画・事業収支計画

VI. 地域貢献

- 地域経済への貢献

様式第 5 号 価格提案書

参加表明書

令和 年 月 日

鶴田町長 相川 正光 様

提出者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
E-mail
印

令和 5 年 12 月 27 日付けで公告のありました「鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業」の公募型プロポーザル方式に参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先) 会社・部署名 :

氏 名 :
電 話 :

様式第2号

資格審査申請書

令和 年 月 日

鶴田町長 相川 正光 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者所属

氏名

TEL

印

令和5年12月27日付けで公告のありました「鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業」の募集要項に基づき、公募型プロポーザル参加表明にあたり資格審査を申請します。

様式第3号

技術者の配置に係る誓約書

令和 年 月 日

鶴田町長 相川 正光 様

私は、「鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業」の業務を受託する際には、下記の監理技術者及び技術者の配置を行うことを誓約します。

記

- ① 本施設の建築物の整備等を行う場合において、監理技術者を配置する。
- ② 本施設の設備・機械の施工を行う場合において、監理技術者を配置する。
- ③ 本施設の運営を行う場合において、本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低3年間配置する。

住 所

企業名

代表者

企画提案書

事業名：鶴田町一般廃棄物（不燃ごみ及び廃プラスチック類）処分事業

標記事業について、企画提案書（様式第 4 号）に各提案書類を添付して提出します。

本企画提案書の提出に当たっては虚偽の事実がないこと、公募要項に基づき鶴田町が提案概要（契約候補者に選定された場合は提案者名を含む。）を公表することに承諾すること、契約候補者に選定された場合は本企画提案書の内容に則り本事業に係る鶴田町との協議を行い、契約の締結後は本企画提案書の内容に基づき履行保証することを確約します。

なお、応募者多数となった場合には、書類選考を行うこと及び書類選考の結果について異議申し立てをしないことを了承します。

令和 年 月 日

鶴田町長 相川 正光 様

提出者 住 所
会社名
代表者 ⑩

作成者 担当部署
氏 名
電話番号
電子メール

整備等及び運営管理に関する提案書

令和 年 月 日

提出者名 _____

I. 長期・安定稼働（1）

全体配置動線計画

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

全体配置動線計画をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

<審査の視点>

- 敷地条件と施設の利用形態（ごみ等の搬入・搬出、施設の屋内利用・屋外利用）を踏まえた全体配置計画であるか。
- 車両と車両、車両と人に対する安全確保（ゾーン区分、目的別交通動線区分）に対し、利用しやすくわかりやすい動線・サイン計画などの提案であるか。
- 多様な搬入・搬出車に対し、安全かつ円滑な計量システムの構築がなされているか。
- プラットホームにおける受入供給設備、待車、貯留、移送、投入作業等の配置動線計画に対し、安全性、作業性及び合理性が期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

I. 長期・安定稼働（2）

安全確保

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

安全確保をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

<審査の視点>

- 建設時及び運営時におけるトラブルの未然防止策及び事後対策について、具体性と実効性が期待できる提案であるか。
- ヒューマンエラーによる一次災害・二次災害を防止する機能やシステム、ルールの構築の具体性と実効性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

I. 長期・安定稼働（3）

安定稼働

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

安定稼働をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

<審査の視点>

- 処理システムの信頼性向上の取組みとして、実績を踏まえた設備構成、最新技術の採用等、安定稼働に資する創意工夫のある提案であるか。
- 具体的な補修計画（大規模修繕の有無を含む）と基本性能の維持を考慮した点検、検査、補修及び更新の各対応について、計画性と妥当性を期待できる提案であるか。
- 施設の長寿命化とライフサイクルコスト縮減のための方策について、計画性と実効性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

Ⅱ. 資源循環型社会の推進（１）

公害防止基準を満足するための取組み

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

公害防止基準を満足するための取組みをテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。（記載内容と枚数、綴じる順番は以下に従うこと。）

①記載内容自由

②運転基準値・要監視基準値

<審査の視点>

- 各公害防止基準を満足するための方策について、実効性が期待できる提案であるか。
- 更なる環境負荷の低減に向けた要監視基準値、運転基準値の設定と監視方法、超過時の対応の実効性に期待できる提案であるか。
- 運転監視方法に対し、計画性と妥当性を期待できる提案であるか。
- 建設時における騒音・振動・粉塵・濁水等の環境対策や、建設廃棄物の削減について具体性と実効性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

Ⅱ. 資源循環型社会の推進（２）

地球温暖化対策

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

地球温暖化対策をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

＜審査の視点＞

- 建設時及び運営時における地球温暖化対策に寄与する二酸化炭素排出量の最小化を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

Ⅱ. 資源循環型社会の推進（3）

資源化物の有効利用の確実性及び最終処分量の最小化

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

資源化物の有効利用の確実性及び最終処分量の最小化をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。（記載内容と枚数、綴じる順番は以下に従うこと。）

<審査の視点>

- 本施設から事業者所掌で資源化される資源物の安定的かつ事業期間全体にわたる有効利用計画に対し、具体性と確実性を期待できる提案であるか。
- 本施設から発生する最終処分量の最小化を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

Ⅲ. 強靱化計画（１）

施設の強靱化

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

施設の強靱化をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

＜審査の視点＞

- 施設の耐震化、浸水対策等による強靱な施設及び災害時における運転継続のための設計面の工夫について、妥当性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

Ⅲ. 強靱化計画（２）

災害時の対応

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

災害時の対応をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

＜審査の視点＞

- 災害時の避難拠点としての本施設の活用方法について、妥当性を期待できる提案であるか。
- 災害時（大地震、風水害等）の早期復旧への寄与する取り組みについて、計画性と実効性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

事業計画に関する提案書

令和 年 月 日

提案者名 _____

IV. 組織計画

組織体制・人員配置計画

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

組織体制・人員配置計画をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること。

①記載内容自由

※全体組織体制について、組織図により設計・建設時及び運営時の組織構成が明確にわかるよう記載すること。

②施設構成人員

<審査の視点>

- 本事業の組織体制及び運転管理体制において、各々の役割分担が明確であり、必要箇所に必要な人員が配置されていることを期待できる提案であるか。
- 他施設での運転管理経験に基づき、運営面での効率化に繋がる設計上の工夫等を適切に本施設の設計にフィードバックできる設計体制の構築が図られているか。
- 運転員等に係る地元雇用に関し、人員の移行計画及び教育計画について、施設の安定稼働への配慮と実効性を期待できる提案であるか。

注：各所の人員配置が明確にわかるよう記載すること。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

V. 財政計画

経営計画・事業収支計画

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

経営計画・事業収支計画をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること（記載内容と枚数、綴じる順番は以下に従うこと）。

- ①記載内容自由
- ②事業収支計画
- ③費用明細書
- ④出資構成
- ⑤リスク管理方法
- ⑥セルフモニタリングの実施内容と頻度
- ⑦付保する保険の内容

<審査の視点>

- 安定した事業経営計画及び事業収支計画（適切な運営費の設定を含む）について、計画性と妥当性を期待できる提案であるか。
- 事業継続性の担保に係る提案に対して、実効性と妥当性を期待できる提案であるか。
- 建設時及び運営時におけるリスク顕在化確率やリスク顕在化時の影響の極小化を可能とするリスク管理方針及び管理体制の構築を期待できる提案であるか。
- 事業期間を通して、必要かつ十分なセルフモニタリングの内容及び頻度を期待できる提案であるか。
- 保険の具体的な付保内容に対し、妥当性を期待できる提案であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

VI. 地域貢献

地域経済への貢献

記載要領 ※提案書作成にあたり本記載要領は消去して下さい。

地域経済への貢献をテーマとし、以下の「審査の視点」に係る提案を具体的かつ簡潔に記載すること（記載内容と枚数、綴じる順番は以下に従うこと）。

①記載内容自由

②地域貢献の内訳

<審査の視点>

- 本事業の実施に関して地元雇用に配慮した提案であるか。
- 本事業の実施に関して地元企業の活用に配慮した計画であるか。

注：本様式内への記載に代えて、設計計画図書でその詳細が記載されている資料の写しを添付することも認める。

